

監査公表第 21 号（令和 7 年 6 月 20 日、県公報第 605 号登載）

教育委員会出先機関定期監査の結果に基づく措置通知（令和 6 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査の結果（令和 6 年 3 月 26 日 5 監総第 936 号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 20 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

7 教財第 7 0 2 号
令和 7 年 6 月 6 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 殿
同	世 利 洋 介 殿
同	森 行 一 殿
同	原 中 誠 志 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 7 年 3 月 2 4 日 6 監総第 1 3 9 5 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	出張旅費について、鉄道賃の算定を誤ったため支給不足となっていた。	- 当該教育事務所は、管内市町村立の学校に対して、旅費の算定に誤りがないか、学校の事務担当者、学校長及び共同学校事務室で総務事務厚生課作成の「旅費の手引き」や財務課作成の「給与等に係るチェックリスト」を活用し他校職員と相互チェックを行うことで、十分確認を行うように指導した。 - 教育委員会は、教育事務所に、共同学校事務室に関する事務指導を行い相互チェックを徹底させることで、再発防止を図ることとした。